

Global Innovation Challenge 実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、名称を Global Innovation Challenge 実行委員会とする。

(目的)

第2条 本会は、加齢や事故、病気等により下肢麻痺等の障害があり、車いすや介助者の支援日常生活を送っている方が、生活支援ロボットの活用により車いすや介助者の支援によらず日常生活を送るために、生活支援ロボット分野における技術開発や製品化の加速に向けた支援を行い、障害を意識しなくてもいい社会を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) Global Innovation Challenge の企画、運営
- (2) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 8名以内

(4) 顧問 8名以内

(5) 監事 2名以内

2 前項の役員は、理事会において選出する。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

3 委員は、委員長、副委員長を補佐し、各担当領域の職務を統括する。

4 顧問は、専門的な知見からアドバイスをする。

5 監事は、本会の監査をする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、1年間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は委員会とする。

2 委員会は、委員をもって構成する。

(会議の招集)

第8条 本会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決定する。

3 委員会は、議決した事業方針に基づく事業の執行に関する事及びその他の会務に関する事項を決定する。

(会計期間)

第9条 本会の会計期間は1月1日から12月31日までとする。

2 本会の会計に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(予算)

第10条 本会の経費は、拠出金、補助金、助成金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(決算)

第11条 決算は、事業終了後2箇月以内に、委員会の承認を受けなければならない。

(解散)

第12条 本会は、第2条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を東京都港区赤坂2丁目8番14号ラミール赤坂303に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は委員会において定める。

附 則

この規約は、この規約は、2019年7月1日から施行する。